

沖縄市私道整備補助金交付要綱

(令和5年3月31日決裁)

改正 令和6年1月19日決裁 令和8年8月25日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、道路法に規定する道路と同程度の市民生活の交通基盤でありながらも、通行に支障のある私道について、私道所有者等の自主整備を促し、地域の生活環境の改善に資するよう、私道の維持管理に係る整備工事(以下「工事」という。)を行う者に対する沖縄市私道整備補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、沖縄市補助金等交付規則(平成30年沖縄市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次の要件を満たした私道の工事を行う者で市長が認めるものに対して、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路以外の道路であること。
 - (2) 私道で、現に一般交通の用に供し、工事完了後も一般交通の用に供する道路であること。
 - (3) 道路幅員(私有地と公有地が並行して一体的に利用されている場合は、公有地管理者の整備に係る承諾をもって合計幅員とする。)が、原則として4メートル以上であること。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の指定を受けた私道においては、この限りではない。
 - (4) 沿道に建物が4戸以上存し、かつ建物の所有者(1戸の建物の所有者が複数の場合は、1人とみなす。)が4人以上であること。
 - (5) 築造10年以上経過した私道であること。
 - (6) 行止まり私道にあつては、延長35メートルを越えるものであること。
- 2 補助金の交付を受けて整備した私道については、同一箇所に同一工事の種類の補助を受けることが出来ない。
- 3 私道の工事を行う者が市税(市民税、固定資産税及び軽自動車税)及び国民健康保険料等を滞納している場合は補助を受けることが出来ない。

(工事の種類)

第3条 補助金交付の対象となる工事の種類は、次の各号に掲げるものとし、これらの工事は沖縄市道路構造条例及び構造令等関係法令に準じる。ただし、現地の状況によりこれと同等以上の効用がある場合を除く。

- (1) 舗装工事
- (2) 側溝工事

(3) 土留擁壁工事 (道路保護を目的とするものに限る。ただし2項道路に接する角地については、敷地保護を目的とすることができる。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市長が別に定める標準設計による工事に要する費用(以下「標準工事費」という。)を補助対象工事費(当該工事費が標準工事費に満たないときは当該工事費を補助対象工事費とする。以下同じ。)とし、この補助対象工事費に10分の9を乗じて得た額以内とする。

2 前項の補助金の額は、200万円を超えないものとする。

3 第1項の規定により算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業承認の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、私道整備補助事業承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 位置図(2500分の1程度)

(2) 私道の土地登記簿謄本、公図の写し、航空写真(土地)重ね図

(3) 権利者に関する調書及び整備承諾書(第3号様式)

(4) 工事見積書(見積にかかる平面図等含む)

2 前項の補助事業承認の申請は、補助事業の参加者の同意に基づく代表者をもって行わなければならない。

(補助事業の承認)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類審査、現地調査等を行い、事業を承認すべきものと認めたときは、沖縄市私道整備補助事業承認決定通知書(第11号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の書類審査及び現地調査等の結果により事業を承認することが不適当と認めたときは、当該申請者にその旨を沖縄市私道整備補助事業不承認通知書(第14号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により当該事業の承認をする場合において必要と認めるときは、承認に関する条件を付するものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 前条第1項の規定により私道整備補助事業承認決定通知書をうけた者は、私道整備補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 代表選任書及び経費負担参加者名簿(第4号様式)

(2) 誓約書(第5号様式)

(3) 代表者の市税等について滞納がないことを証明する書類

(4) 前各号のほか市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助することが適当と認めたときは、沖縄市私道整備補助金交付決定通知書(様式第12号)を当該申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 申請者は、私道整備補助金交付決定通知書を受けた日から30日以内に工事に着手するものとする。

2 申請者は、前項の規定により工事に着手したときは、工事着手届(第6号様式)に工事請負契約書の写しを添えて、10日以内に市長に提出するものとする。

(請負人の変更)

第10条 申請者は、工事の請負人を変更するときは、市長と事前に協議し、工事請負人変更届(第9号様式)に工事請負契約書の写しを添付し、市長に提出するものとする。この場合において、請負人の変更による補助金額の変更は行わない。

(工事内容の変更)

第11条 申請者は、工事内容を変更するときは、あらかじめ工事計画変更・中止(廃止)申請書(第10号様式)に変更に係る図面等を添付の上、市長に提出し承認を得るものとする。

2 市長は、工事内容の変更により補助額が当初決定した額を下回る場合は、補助金額の変更を決定し沖縄市私道整備補助金変更交付決定通知書(第15号様式)により申請者に通知する。

(完了届及び検査)

第12条 申請者は、工事が完了したときは、工事完了届(第6号様式)に工事写真及び補助事業等実績報告書(第7号様式)を添付し、工事完了後30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する工事完了届を受理したときは、速やかに当該工事の検査を行うものとする。

3 市長は、工事の内容が検査に合格しない場合、申請者に対して手直し工事の実施を指示することができる。

4 申請者は、手直し工事が完了したときは、速やかに市長に報告し再検査を受けなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して沖縄市私道整備補助金確定通知書(第13号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第 14 条 申請者は、工事完成検査に合格し沖縄市私道整備補助金確定通知書を受け取った後、速やかに沖縄市私道整備補助金交付請求書（第 8 号様式）をもって、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった日から起して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽申請その他不正な手段により、補助金交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請者が市長の付した工事の条件又は指示に従わなかったとき。
- (3) 整備工事の施工方法等が不適當であると認められるとき。
- (4) 整備工事に係る支出額が補助金額より少ないとき。

(維持管理)

第 16 条 補助事業の参加者は、この要綱による補助金の交付を受けて整備した私道の機能を損なわないように、維持管理を行わなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

附 則(令和 6 年 1 月 19 日決裁)

この要綱は、令和 6 年 1 月 19 日から施行する。

附 則(令和 8 年 8 月 25 日決裁)

この要綱は、令和 8 年 8 月 25 日から施行する。